

会計管理者の職務代理者の順序を定める規則

〔平成 17 年 3 月 18 日〕
規則第 1 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日規則第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 170 条第 3 項の規定に基づき会計管理者の職務を代理する上席の出納員は、会計管理者の属する市町の会計担当課の出納員で職務の級及び号級の上位にあるものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 5 月 16 日から施行する